

## 諮 問 書

新広総 第200号

平成27年7月29日

新潟県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会会長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭



次の事項について、新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に基づき貴審査会の意見を求めます。

### 【諮問事項】

1. スマートウェルネスシティ総合特区に係る新潟市・三条市・見附市への診療報酬明細書情報等の提供について
  - (1) 実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供するもの（個人情報保護条例第8条第2項）
  - (2) 個人情報を提供収した目的を本人へ通知をしないこととするもの（個人情報保護条例第8条第4項）
2. 健康状況の分析に係る新潟市への診療報酬明細書情報等の提供について
  - (1) 実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供するもの（個人情報保護条例第8条第2項）
  - (2) 個人情報を提供収した目的を本人へ通知をしないこととするもの（個人情報保護条例第8条第4項）
3. 特定個人情報保護評価書（案）の第三者点検について  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき意見を求めるもの